

ハラスメント防止等に関する規程

制定 平成 18 年 7 月 26 日

改正 平成 26 年 3 月 31 日

改正 令和 3 年 5 月 26 日

改正 令和 5 年 2 月 22 日

(目的)

第 1 条 この規程は、岐阜市立女子短期大学の教職員間、学生間及びその相互のハラスメントを防止し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することにより、学内の健全な修学環境、就労環境を維持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における「ハラスメント」とは、本学において教職員又は学生が、次の各号に定めるもののほか、他の教職員又は学生に対して、不当な言動により精神的又は身体的苦痛を与える行為をいう。

- (1) セクシャルハラスメントとは、勉学、教育又は研究の場において、優位な立場又は権限を利用し、逆らえない立場にある者に対して行われる性的な強要、働きかけ又は言動により、相手方や周囲に屈辱感又は不快感を抱かせることをいう。
- (2) アカデミックハラスメントとは、精神的な面を含めて教育を受ける権利の侵害、学業・教育・研究の妨害、教育・研究に関わる職務の妨害等の結果に至る不適切な言動、差別的待遇等の妨害行為をいう。
- (3) パワーハラスメントとは、教職員がその地位または職務権限を利用し、逆らえない立場にある者に対して、就業上著しい不利益を与える行為、または差別的な取り扱いにより、就業上の環境を害する行為をいう。

(責務)

第 3 条 本学の教職員及び学生は、他者の人格と尊厳を尊重し、相手の立場に立った言動をとるとともに、ハラスメント行為が見聞された場合には、本学のハラスメント防止体制を活用するなど、ハラスメントのない学内環境の創出に責務があることを自覚する。

(方針)

第 4 条 本学は、教職員及び学生のハラスメント防止の意識を高め、ハラスメントの事案が起きた場合には、速やかに適切な措置を行うとともに、被害を受けた者の救済、支援に努め、ハラスメントが認められたときは、適正に対処する。

(委員会)

第5条 本学に、ハラスメントの防止等を適切に実施するため、岐阜市立女子短期大学ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の職務は次の各号の定めるところによる。

- (1) ハラスメントの防止対策に必要な啓発、研修に関すること。
- (2) ハラスメントに関する調査、対処及び相談者の救済に関すること。
- (3) その他ハラスメントに関すること。

(組織)

第6条 委員会は、副学長、各学科により選出された教員各1名、総務管理課長、及び総務管理課職員1名、本学の教員の中から学長が必要と認める者1名の計7名で組織する。

2 委員長は副学長をあてる。

3 委員長は、委員会を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠員になったときには、補欠委員を選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

3 第5条第2項第2号の対象となる事案の審議等に係る期間が、委員の任期を超える場合には、当該事案が終結するまでの間、当該事案に関わる委員の任期を延期することができる。

4 前項の委員について、総務管理課長、総務管理課職員に変更があった場合は、変更後の者を委員とする。

(会議等)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。ただし、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員長は、第5条第2項の職務を遂行する上で必要が生じた場合、専門家等、委員以外の者に協力を求めることができる。

(相談員)

第9条 委員会は、ハラスメントに関する苦情及び相談に応ずるため相談員を2名以上おく。

2 相談員は、委員長が委員の中から指名する。相談員の任務は次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントに関する苦情、相談を受けること。

(2) 相談者に適切な助言を行うこと。

(3) 調査が必要と思われる場合には、その旨を委員長に勧告を行うこと。

(遵守事項)

第10条 委員は、関係者のプライバシー、名誉、人権を尊重するとともに、職務上知りえた情報を委員会の許可なく他に漏らしてはならない。

2 委員は相談者、被害者等に不利益あるいは二次的被害等の生じることのないよう、慎重に対応しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントに関する必要な事項は、委員会で定める。

附則

この規程は、平成18年7月26日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年5月26日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。